

令和5年岳南排水路管理組合議会定例会（2月）会議録

令和5年2月6日（月）

1 出席議員（9名）

1番	須藤	秀忠	議員
3番	川窪	吉男	議員
4番	吉川	隆之	議員
5番	荻田	丈仁	議員
6番	杉山	諭	議員
7番	深澤	竜介	議員
8番	山下	いづみ	議員
9番	萩野	基行	議員
10番	齋藤	和文	議員

2 欠席議員（1名）

2番 米山 享範 議員

3 説明のため出席した者（7名）

管 理 者	小長井	義正	君
副 管理 者	山田	教文	君
富士市上下水道部長	松山	正典	君
富士市産業交流部長	米山	充	君
局 長	諏訪部	浩康	君
参事兼施設課長	小松	芳広	君
総務課長	根上	忠記	君

4 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議第1号 令和4年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（第2号）
- 日程第4 議第2号 令和5年度岳南排水路管理組合会計予算について
- 日程第5 議第3号 岳南排水路管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について

午前10時開会

○総務課長（根上忠記君） ここで、本定例会に欠席及び遅刻する旨の連絡がありました議員を御報告いたします。

米山享範議員は、公用のため欠席の届出がございましたので御報告いたします。

また、吉川隆之議員は、所用のため多少遅れるとの連絡がございましたので、併せて御報告いたします。

○議長（川壅吉男議員） それでは、出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立了しました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしてあります議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川壅吉男議員） 日程第1 会議録署名議員の指名ですが、会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に

5番 萩田丈仁 議員

7番 深澤竜介 議員

以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（川壅吉男議員） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

それでは、ここで本定例会に上程される提出議案の大綱説明を管理者に求めます。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○議長（川壅吉男議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） お許しを得ましたので、本定例会に上程いたします各議案の審議をお願いするに当たり、議員各位の御理解、御協力を賜りますよう、議案の総括的な説明を申し上げます。

さて、岳南排水路使用者の多くを占める製紙産業ですが、デジタル化などの影響から、印刷・情報用紙の需要は減少している一方、衛生用紙や段ボールの需要は堅調に推

移しております。こうした中、脱プラスチックとして紙製品への切り替えが活発化しており、また、環境負荷が少なく再生可能資源であるCNFは、多岐にわたる用途での展開が期待され、さらなる実用化が進められております。このような動きが地域産業の一層の発展につながることを期待しつつ、皆様の御支援を賜りながら、引き続き施設の維持管理に最善を尽くしてまいりたいと存じます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、御審議を賜ります議案につきまして、私からその要旨を申し上げます。なお、詳細につきましては、後刻事務局から説明させますので、あらかじめ御承知いただきたいと存じます。

初めに、議第1号令和4年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）についてであります。692万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,218万8,000円とするものであります。歳入におきましては、財産収入を増額し、繰入金を減額するものであります。歳出におきましては、総務費及び諸支出金を増額し、予備費を減額するものであります。

次に、議第2号令和5年度岳南排水路管理組合会計予算についてでありますが、歳入歳出の予算総額を5億4,600万円とするものであります。歳入におきましては、主財源であります使用料及び手数料を4億2,064万円と見込んでおります。また、歳出であります、総務費を4億9,331万2,000円計上しております。

次に、議第3号岳南排水路管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定についてでありますが、本案は、地方公務員法が改正されたことに伴い、令和5年度から職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等所要の措置を講ずるため、関連条例の一部の改正等を行うものであります。

以上、上程議案につきまして要旨のみ説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、概要説明とさせていただきます。

以上であります。

○議長（川窪吉男議員） 以上で管理者の説明を終わります。

日程第3 議第1号令和4年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（第2号）

○議長（川窪吉男議員） 日程第3 議第1号令和4年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（諏訪部浩康君） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 局長。

○局長（諏訪部浩康君） ただいま上程されました議第1号令和4年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正は、総額から歳入歳出それぞれ692万4,000円を減額しまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ5億7,218万8,000円とするものです。

事項別明細書にて御説明いたしますので6ページをお願いいたします。歳入になります。

2款1項1目利子及び配当金は、補正前の額4,465万8,000円に307万6,000円を追加し、補正後の額を4,773万4,000円とするもので、債券1本の売却差益と新たに購入した債券3本の利払い金など運用益の増によるものです。

3款1項1目岳南排水路基金繰入金は、補正前の額5,500万円から1,000万円を減額し、補正後の額を4,500万円とするもので、前年度繰越金の増額により基金からの繰入額を減額するものです。

続きまして8ページ、歳出をお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、補正前の額1億3,708万2,000円に308万2,000円を追加し、補正後の額を1億4,016万4,000円とするものです。

内訳でありますが、1の4の一般職14人の給与費において、扶養手当、児童手当の支給人数の増及び給与改定等に伴う増額によるものです。

2款3項1目施設改良費は、補正前の額2億7,350万4,000円から164万4,000円を減額し、補正後の額を2億7,186万円とするものです。

内訳でありますが、1の1保全対策事業費において、1号第7排水路管路新設工事は、使用資材の高騰等により工事請負費が増額となりましたが、管布設に伴い支障となる市水道事業の本管移設補償費が減額となることによるものです。

10ページをお願いいたします。4款1項1目岳南排水路基金積立金は、補正前の額4,420万6,000円に307万6,000円を追加し、補正後の額を4,728万2,000円とするものです。これは基金積立ての原資であります運用益金の増額によるものです。

5款1項1目予備費は、補正前の額2,446万5,000円から1,143万8,000円を減額し、補正後の額を1,302万7,000円とするもので、予算執行額の調整によ

るものです。

以上で議第1号令和4年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（川窪吉男議員） 当局の説明を終わります。

これから議第1号について質疑に入ります。——質疑もないようありますので、質疑を終わります。

これから討論に入れます。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入れます。

議第1号令和4年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）については原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議第1号は原案どおり可決されました。

日程第4 議第2号令和5年度岳南排水路管理組合会計予算について

○議長（川窪吉男議員） 日程第4 議第2号令和5年度岳南排水路管理組合会計予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（諏訪部浩康君） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 局長。

○局長（諏訪部浩康君） 議第2号令和5年度岳南排水路管理組合会計予算について御説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。令和5年度岳南排水路管理組合会計予算は、第1条にて、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,600万円とするものです。

また、第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めるものです。

事項別明細書にて御説明いたしますので、20ページ、併せて表紙が薄青色、議案参考資料1の1ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目使用料は、4億2,064万円を見込み、前年度と比較して460万円、1.1%の減となります。

議案参考資料の2ページ、2) 使用料算定基礎排水量をお開きください。表の下から2段目、令和4年度の総排水量を2億1,660万立方メートルと予測しています。令和5年

度の総排水量は、令和4年度の予測排水量2億1,660万立方メートルから、第7期財政収支計画でお示ししております10年間の実績排水量の平均減少率3.15%分に当たる680万立方メートルの減を見込み、2億980万立方メートルとしています。新型コロナウイルス感染に対する行動制限の解除などで、業務用家庭紙の受注や印刷消費も上向くなど改善の兆しはありますが、新年度以降も、原材料、燃料、電気料等の価格高に対して機械稼働の効率化はさらに進むことを想定しました。

議案書の20ページに戻りまして、2款1項1目利子及び配当金4,425万8,000円は、岳南排水路基金及び職員退職手当基金の運用益金で、前年度と比較して40万円の減額を見込んでいます。

基金につきましては、議案参考資料の3ページ、基金執行状況にて御説明いたします。

1の岳南排水路基金ですが、令和5年度の前年度末現在高は32億8,181万7,155円で、運用益金4,369万3,000円と一般会計へ充当する取崩額5,100万円を見込み、年度末現在高を32億7,451万155円としています。

2の職員退職手当基金ですが、令和5年度の前年度末現在高は5,298万7,234円で、運用益金56万5,000円と積立金500万円を見込み、年度末現在高を5,855万2,234円としています。

議案書の20ページにお戻りください。3款1項1目岳南排水路基金繰入金ですが、岳南排水路基金から5,100万円を取り崩すもので、前年度と比較して400万円の減とされています。基金は、管渠更生など保全対策事業費に充当するものですが、これまで継続してきましたテレビカメラ調査、目視点検調査により取得したデータを基にストックマネジメント計画を見直して、事業費の平準化が図られ始めたことによるものです。

22ページをお願いします。4款1項1目前年度繰越金は、前年度と同額の3,000万円を計上しています。

5款2項1目雑入は、共済事業手数料などの10万円を見込みます。

24ページをお願いいたします。歳出になります。

1款1項1目議会費は、組合議会定例会2回、臨時会1回の開催経費としまして、前年度より10万3,000円増の42万円を計上しています。内訳は、管理組合議会議員10人の報酬費などあります。

2款1項1目一般管理費は、前年度と比較して458万3,000円減の1億2,985万2,000円を計上しています。

詳細を説明欄に沿って御説明いたします。1、給与費のうち、4の一般職13人の人件

費を9,952万8,000円、5のパートタイム会計年度任用職員2人の人件費を627万7,000円計上しています。人件費に関する資料としましては、36ページから39ページに給与費明細書をお示ししておりますので、お目通し願います。

2、人事管理費の2、職員研修費46万7,000円は、研修会への参加旅費及び負担金になります。

次のページ、3、事務管理費は、組合事務運営の所要経費としまして634万8,000円を計上しますが、弁護士・公認会計士相談報償費や、「広報がくはい」などの印刷製本費のほか、富士市財務会計と接続するシンクライアント利用に係る負担金などになります。

4、財産管理費874万1,000円は庁舎管理、車両管理、用地管理、使用料管理に要する経費で、5、公租公課費750万2,000円は会計年度内に納付する消費税で、令和4年度の中間と確定、令和5年度の中間分の計上になります。

28ページの下段をお願いします。2款2項1目排水管理費171万7,000円は、排水路埋設環境保全のための水質管理に係る経費で、前年度と比較して6万7,000円の減となります。

次のページの説明欄になりますが、1の1、水質調査費39万円は水質試験に係る薬品や試験器具の購入費で、2の硫化水素調査費132万7,000円は拡散式硫化水素計本体及びセンサーの購入費などあります。

次の2目下水道管理費5,115万5,000円は、管路や人孔の劣化・破損箇所の補修及び保守点検に係る経費で、前年度と比較しまして38万8,000円の増となります。

説明欄1の1、維持補修費2,392万円は、管路の補修や人孔の鉄蓋、足かけ金物の取替え等に係る経費、2、保守点検費2,586万円は、工場排水流入禁止期間に実施するテレビカメラや目視による管内点検調査、ゲートの点検作業に要する経費などあります。

3目ポンプ場管理費4,482万6,000円は、今泉ポンプ場の運転管理に係る経費で、前年度と比較して330万1,000円の増となります。

説明欄1の1、維持補修費80万円は、ポンプ場施設の緊急を要する小規模な維持修繕のための経費、2、保守点検費3,417万円は、ポンプ場施設の運転管理と電気工作物の保守点検業務などに係る経費になります。

3のポンプ場管理事務費985万6,000円は、ポンプ場運転に係る電気料金や工業用水使用料などあります。

32ページをお願いします。2款3項1目施設改良費2億6,576万2,000円は、管渠の更生工事やポンプ場施設の洪水等に対する耐水化工事などの保全対策を行う事業の経費で、前年度と比較して774万2,000円の減となります。

説明欄の1、管渠施設費の1、保全対策事業費は2億5,790万円を計上しています。

この科目につきましては、議案参考資料の4ページにて御説明いたします。令和5年度主要事業概要でありますと、管渠施設費における保全対策事業は、9件の執行を予定しています。番号1から7の工事は、老朽化した1,000ミリから2,400ミリの管渠施設の更生と耐震化を図るもので、合計で316メートルを施工します。

番号8は人孔の更生工事、番号9は1,350ミリから450ミリにダウンサイジングした234メートルの新設管路と既設の工場下水路を接続する供用開始に先立つ工事になります。

なお、表右端のページ番号にそれぞれの工事位置図をお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

議案書の33ページにお戻りください。説明欄の2、ポンプ場施設費の1、保全対策事業費680万円は、大雨等による浸水からポンプ場の機能を守るための耐水化工事3か所と、屋上防水工事などに要する経費であります。

34ページをお願いいたします。3款1項1目利子は、一時借入金の利子として1万円を科目設定しています。

次の4款1項1目岳南排水路基金積立金は、運用益金4,369万3,000円を積み立てるので、前年度と比較して51万3,000円の減となります。

2目職員退職手当基金積立金556万5,000円は、前年度と比較して11万3,000円の増となります。内訳は、積立金を500万円と運用益金56万5,000円を見込んでいます。

5款1項1目予備費は、前年度と同額の300万円を計上しました。

以上で議第2号令和5年度岳南排水路管理組合会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（川窪吉男議員） 当局の説明を終わります。

これから議第2号について質疑に入ります。

○7番（深澤竜介議員） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 7番 深澤竜介議員。

○7番（深澤竜介議員） 27ページの消費税、ちょっとこれを教えていただけますか。この計算式というか、どの部分からこの消費税をとるか。お願いいたします。

○総務課長（根上忠記君） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 総務課長。

○総務課長（根上忠記君） 消費税ですけれども、決算額の歳入の使用料を消費税がかかる

っている分、歳出で支払った消費税を差し引いたのを計算しまして確定額が出ます。年間4回払ううち、決算が6月で決まりますから、9月で確定額で、確定額が出て、概算額を次の年、計算されますので、それで12月と3月に翌年度の中間が出ます。6月は、その当年度になります。その2か年にかけて概算額等を支払っているもので、先ほど局長から話があったように、前年度と今年度の確定額を計算しまして計算されております。概算ですので、確定が出ないとまた分からないので、補正をかけています。

○7番（深澤竜介議員） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 7番 深澤竜介議員。

○7番（深澤竜介議員） 分かりました。

それと、これはインボイスの関係はどうなるんでしょうか。何か変更点はありますか。

○総務課長（根上忠記君） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 総務課長。

○総務課長（根上忠記君） インボイスの関係で金額が変わるかということですか。

○7番（深澤竜介議員） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 7番 深澤竜介議員。

○7番（深澤竜介議員） とか、手続的なことですか。

○総務課長（根上忠記君） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 総務課長。

○総務課長（根上忠記君） 手続は、書類の保管とか、そういうのは変わってくると思います。金額は、インボイスを登録されていなければ、それで変わってくると思います。インボイスに登録していなければ消費税がかかっていないということですから、こちらで負担が増えてくることになりますので、そこは変わると思います。うちも今、登録の準備をしています。

○7番（深澤竜介議員） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 7番 深澤竜介議員。

○7番（深澤竜介議員） そうなると、事業者のほうには特に何か求めることはしない……。そこら辺のことはどうなんですか、逆に言うと。この組合としてはインボイス登録する、それで事業者のほうは。それなりの事業規模でありますと大抵どこもやると思うんですけども、そこら辺は特に強制はしないということですか。

○総務課長（根上忠記君） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 総務課長。

○総務課長（根上忠記君） 強制はしていません。使用者、工場からは問合せはありまし

て、今、登録中だという話はしていますけれども、こちらから払うほうは、まだ問合せはしていません。どういう感じになるかちょっとまだ、あと半年ありますので、ちょっと分からぬところがあります。

○7番（深澤竜介議員） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 7番 深澤竜介議員。

○7番（深澤竜介議員） 了解しました。

○議長（川窪吉男議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（荻田丈仁議員） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 5番 荻田丈仁議員。

○5番（荻田丈仁議員） 予算という中での、いろんなそういう予算のほうの提示がされているんですけども、一般的な話として、先ほどから説明のときにもありました、本年度というか昨年度より、物価高騰とか資材が入ってこない、また、資材高騰ということが、この事業に限らずいろんな影響が出ていると思うんですけども、管渠施設費とか事業をこれから進めていく中で、こういう資材が高騰していることとか、なかなか物資も入ってこないよという状況が考えられる中で、そういうことも含めた中での予算立て、影響も考えての進め方をしての予算であるというような形でよろしいのかどうか、その点についてお伺いします。

○局長（諏訪部浩康君） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 局長。

○局長（諏訪部浩康君） 新年度予算策定に当たりまして、業者からある程度見積りのほうをいただきまして、現時点ではありますが、今年の夏、工事を行います区間の工事予算のための執行額を見積りさせていただいております。現時点になります。今後、急激にまた大きく変動しましたときは、また当然、それらの対応を取らなければならないというふうには考えております。

以上です。

○5番（荻田丈仁議員） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 5番 荻田丈仁議員。

○5番（荻田丈仁議員） 現時点での予算立てをしていただいているという話で、分かりました。そういう中におきまして、先ほど言いましたけれども、資材が入ってこないとか、そういう中での工事の遅滞というような、そんなことも考えられると思っておりますけれども、その点については、業者さんとの打合せ、話というのはされているんでしょうか。

○局長（諏訪部浩康君） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 局長。

○局長（諏訪部浩康君） 岳南排水路管理組合の管更生といいますのは、年間通しまして、各、国とか県から工事を発注するわけですけれども、早いほうの部類の発注になります。毎年これまで、今年も310何メートルの施工になるわけですけれども、ここ数年間も、おおむねこの規模の工事をやってまして、取る業者は入札で決まるわけなんですねども、それを納めているメーカーさんも、ある程度うちの工事をこれまでずっと続けていますので、おおむねその辺の段取りはできているのかなと、大きい変更はないのかなと、そのように今は考えているところであります。

以上です。

○5番（荻田丈仁議員） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 5番 荻田丈仁議員。

○5番（荻田丈仁議員） 分かりました。

○議長（川窪吉男議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川窪吉男議員） 質疑も出尽くしましたので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認めます。討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第2号令和5年度岳南排水路管理組合会計予算については原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議第2号は原案どおり可決されました。

日程第5 議第3号岳南排水路管理組合職員の定年等に関する条例

等の一部を改正する等の条例制定について

○議長（川窪吉男議員） 日程第5 議第3号岳南排水路管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（諏訪部浩康君） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 局長。

○局長（諏訪部浩康君） 議第3号岳南排水路管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について御説明いたします。

議案書の40ページをお願いいたします。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制いわゆる役職定年、定年前再任用短時間勤務制等を設けるもので、関係する条例の所要の改正等を行うものであります。

なお、本案と同様の条例改正等は、富士市及び富士宮市におきましては、さきの令和4年11月議会で議決されております。

改正等の主な内容につきましては、黄色の表紙、議案参考資料2の新旧対照表により御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。

今回は、定年の引上げに伴う岳南排水路管理組合職員の定年等に関する条例のほか8の関係条例を一括で改正等を行うものであります。

第1条、岳南排水路管理組合職員の定年等に関する条例の一部改正では、第3条で、職員の定年を60歳から65歳に改めるものです。

3ページをお願いいたします。第6条は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年の対象となる管理監督職を定めるもので、第1号、第2号では、管理職手当受給職のほか、これに準じる職を定め、第7条では、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めております。

6ページをお願いいたします。第12条は、60歳に到達した日以後の最初の4月1日から定年退職日に当たる日までの間に退職した場合、本人の意向を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができると定めるものです。

次の7ページの中ほどの附則ですが、第2項は、定年に関する経過措置として、令和5年度から定年を61歳に引き上げ、2年に1歳ずつ段階的に引き上げることを定めるものです。

8ページをお願いいたします。第2条、岳南排水路管理組合職員の給与に関する条例の一部改正では、引用条項を改めるほか、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

次に、第3条、岳南排水路管理組合職員の分限に関する条例の一部改正では、新たに降給の種類を降格及び降号、並びに役職定年による降給とすると定め、降給の事由を改めるものです。

10ページをお願いいたします。第4条、岳南排水路管理組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正では、懲戒発令時点の減給額が、現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給料から減ずると定めるものです。

次に、第5条、岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、育

児休業をすることができない職員に、管理監督職上限年齢による異動期間を特例により延長された職員を追加するものです。

12ページをお願いいたします。第6条、岳南排水路管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、第7条、岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、引用条項を改めるほか、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

14ページをお願いいたします。第8条、岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、地方公務員法の条項を明記するものです。

ここからは議案書にて御説明いたしますので、48ページをお願いいたします。下段、第9条では、本制度導入に伴い、岳南排水路管理組合職員の再任用に関する条例を廃止するものです。

附則でありますが、次の49ページ、第1条は、条例の施行期日を令和5年4月1日と定めるもので、ただし、附則第9条の規定は公布の日から施行すると定めております。

第2条以降は、勤務延長に関する経過措置のほか、定年退職者等の再任用に関する経過措置などを定めております。

以上で議第3号岳南排水路管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（川窪吉男議員） 当局の説明を終わります。

これから議第3号について質疑に入ります。——質疑もないようありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第3号岳南排水路管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定については原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議第3号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

令和5年3月6日

議長 川瀬 吉男

会議録署名議員 萩田 丈仁

会議録署名議員 深澤 竜介
